

災害にかかる貸付一覧

貸付種類	申込事由	対象者	貸付限度額	償還回数	必要書類	申込可能期間	受付日	貸付日 (送金日)
災害	水震火災、その他非常災害を受け、資金が必要となったとき	組合員 又は その被扶養者	200万円	貸付未償還元金の総額が700万円を超える場合、新たな貸付を受けることができません。	120回以内	①貸付申込書※所属所長証明印（公印）要 ②貸付信用証書 ③貸付事業における個人情報に関する同意書 ④借入状況等申告書 ⑤最新の給与支払明細書 ⑥組合員証（保険証） ⑦送金口座の預金通帳（ゆうちょ銀行を除く） ⑧申込書使用印鑑 ○り災証明書（※）	り災事実発生より3か月以内	○受付は毎日、貸付担当窓口にて受付 (土・日・休日除く) 9:30～17:00 (※12:00～13:00除く) ○締切日 毎月10日 (土・日・休日の場合はその前日) ※締切日は窓口が混み合いますので16:00までにお越しください。
住宅災害	組合員が自己の用に供している住宅若しくは住宅の敷地が、水震火災その他の非常災害により5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、復旧に資金が必要となったとき	組合員	最高限度額1,900万円 ※住宅貸付で算出した限度額の2倍に相当する金額	360回以内	○上記①～⑧ (なお、貸付申込書の様式が一般貸付等と異なりますので、別途ご請求ください。「住宅貸付のしおり」及び申込用紙等を随時送付いたします。) ○上記①～⑧以外の必要書類は「住宅貸付のしおり」の13項を参照してください。	り災事実発生より1年以内かつ契約代金等の支払い前 (詳細は「住宅貸付のしおり」の貸付手続等により確認してください。)	毎月2日 12日 22日 公立学校共済組合大阪支部貸付担当窓口で受付(締切日等、詳細は「住宅貸付のしおり」の貸付手続等により確認してください。)	毎月26日 (土・日・休日の場合はその前日)

注1 貸付金利率については変動金利です。〔平成30年6月20日現在、0.93%。貸付保険料含まず。〕 詳細は貸付担当若しくはホームページ (<https://www.kouritu.or.jp/osaka/>) で確認してください。

注2 平成19年4月貸付（新規・借替）分より、貸付保険料の一部が借受人負担になっています。貸付利率に（年利）0.06%（平成19年4月～）を上乗せして徴収します。

注3 申込金額は10万円単位となります。

問い合わせ先：公立学校共済組合大阪支部貸付担当 ■府庁代表電話 06-6941-0351 (内線3484、3489)
◆ホームページ (<https://www.kouritu.or.jp/osaka/>)